

平成 21 年度（2009 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑 法
------	-----

問題 1 と問題 2 の解答は、別々の答案用紙に記入すること。

問題 1

A は、夫 X を事故死に見せかけて殺害し保険金を詐取しようと考え、B に殺害の実行を依頼した。B はこれを引き受けたが、他の者に実行させようと考え、C、D 及び E（以下「実行犯 3 名」という）を仲間に加えた。

B は、実行犯 3 名の乗った自動車を X 使用車に衝突させ、示談交渉を装って X を犯人使用車に誘い込み、クロロホルムを使って X を失神させた上、M 川付近まで運び X 使用車ごと崖から川へ転落させてでき死させるという計画を立て、実行犯 3 名に指示した。実行犯 3 名は、犯行場所を車で 1 時間以上かかる当初の予定地から近くの I 港に変更した。

B は、A から X が自宅を出たとの連絡を受け、実行犯 3 名に伝え、かねての計画どおり、犯人使用車を X 使用車に追突させた上、示談交渉を装い X を犯人使用車に誘い入れた。D が多量のクロロホルムを染み込ませたタオルを X に吸引させ昏倒させた（以下、この行為を「第 1 行為」という）。その後、実行犯 3 名は、X を約 2 km 離れた I 港まで運び X を海中に転落させることとし、B を呼び寄せた上で、B と実行犯 3 名は、ぐったりとして動かない X を X 使用車の運転席に運び入れて、同車を岸壁から海中に転落させて沈めた（以下、この行為を「第 2 行為」という）。

以上により X は死亡したが、その死因は、でき死なのか、クロロホルム吸引による呼吸停止、心停止、窒息、ショックまたは肺機能不全なのかいずれであるか特定できず、X は第 2 行為以前の第 1 行為により死亡していた可能性がある。もっとも、B および実行犯 3 名は第 1 行為によって X が死亡する可能性があるとの認識はなかったが、客観的にみれば、第 1 行為は、人を死亡させる危険性の相当高い行為であった。

A 及び B、C、D、E の罪責を論ぜよ（なお、保険金詐欺は不問とする）。

問題 2

被告人 X は、自動車を利用して夜間通行中の女性から金品をひたたくって取ろうと考え、昭和 44 年 9 月 28 日午後 10 時 5 分頃、練馬区南中町路上で、通行中の Y 女（当時 30 才）に、前方から自車を低速で運転して近づき、同女の右横に来たとき「おい、彼女」と声をかけた。Y がその声に応じて立ち止ったすきに、X は同女が右肘にさげていたハンドバッグのさげひもを右手でつかんで引っ張ったまま、自車を走行させた。その際、Y がそのハンドバッグを奪われまいとして、両手でそのさげひもをつかんでいるにもかかわらず、X は自車を加速させ、バッグもろとも約 5 メートル同女を引きずって、路上にうつ伏せに転倒させるなどして、全治約 10 日間を要する左膝、両手挫創、右拇趾挫傷の傷害を負わせた。なお、Y 所有の現金約 4,000 円ならびに万年筆など 15 点在中のハンドバック 1 個（物品の時価合計約 2,000 円）もひたたくって逃走した。

以上の事実認定に基づき、東京高裁は、窃盗未遂罪も成立するが、これは強盗致傷罪に吸収されて、X に 1 個の強盗致傷罪（刑法 240 条前段）が成立すると判示した。

ここで採られている同裁判所の論理を説明した後、検察官の立場から、これに対する反論を加えなさい。